

大和市告示第173号

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の人員、設備、運営等に関する基準を定める要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年9月13日

大和市長 大 木 哲

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の人員、設備、運営等に関する基準を定める要綱の一部を改正する要綱

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の人員、設備、運営等に関する基準を定める要綱（平成29年大和市告示第73号）の一部を次のように改正する。

第2条中「基準は」を「基準については」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、国基準第5条第1項中「指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項に規定する政令で定める者」とあるのは「介護予防訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士若しくは法第8条の2第2項に規定する政令で定める者（以下この項において「介護福祉士等」という。）又は訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士等若しくは市長が認める研修を修了した者」と、「常勤換算方法で、2.5以上」とあるのは「介護予防訪問型サービスにあつては常勤換算方法で2.5以上、訪問型サービスAにあつては事業を適切に行うために必要と認められる数」と、国基準第37条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と読み替えるものとする。

第3条中「基準」の次に「について」を加え、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国基準第99条第4項中「都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長）」とあるのは「市長」と、国基準第106条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の第2条後段の規定（国基準第5条第1項に係る部分に限る。）は、平成29年4月1日から適用する。